

長崎市立愛宕小学校

いじめ防止基本方針



平成27年 4月

1 いじめ防止基本方針策定の目的

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

目指す児童像

あたたかい心をもつ優しい子

・人の喜ぶ顔が好きな子

たくましく生きる元気な子

・挑戦することが好きな子

互いに学び合う賢い子

・考えることが好きな子

2 いじめについての理解

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

3 いじめが起こったときの対応

(1) いじめの早期発見

いじめられているとき、子供の心は抑圧され、身体や行動などに何らかの症状が現れる。身近な大人が子供のわずかなサインに気が付き、その背後に何かあるのかを丁寧に見ていくことがとても重要である。日頃から親と子の触れ合い、教師と子供との触れ合いを大切にしていけることで、見えにくいサインに気付くこともある。

子供のサイン

<input type="checkbox"/> 休み時間や給食のときなどに一人でいたり、今までと違ったグループに入っていたりする。
<input type="checkbox"/> 無口になり、表情がさえない。
<input type="checkbox"/> 原因の分からない傷や打撲の跡がある。
<input type="checkbox"/> 服、持ち物などが不自然に汚れている。ノート・教科書に落書きがある。
<input type="checkbox"/> 忘れ物が多い。
<input type="checkbox"/> はっきりしない理由で欠席、遅刻、早退をする。
<input type="checkbox"/> 保健室に出入りしたり、教師に何か言いたそうに職員室の辺りをうろうろしたりすることが多い。
<input type="checkbox"/> 係、当番などをさせられている。
<input type="checkbox"/> 授業中に発言したときなど、周囲がひやかしたり、冷たく反応したりする。
<input type="checkbox"/> 罰ゲーム、プロレスごっここと称して、何かをさせられたり技をかけられたりしている。

(2) いじめの早期対応

いじめの対応で大切なポイントは、極めてシンプルである。

- ① 何らかのサインに気付いたときには、早急に実態把握を行う。
- ② いじめられている子供を守る。
- ③ 「いじめは、絶対に許さない」という担任や学校の姿勢を伝える。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導主任へ報告

直ちに報告する

校長・教頭への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

加害児童生徒への継続した指導

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

4 いじめを生み出さないための取組

(1) 学級の取組

① 一人一人を大切にした学級経営

子供たちが、学級の中で安心して過ごせるために、学級担任として次のようなことを大切にする。

ア 自己存在感が味わえる学級づくり

イ 学級のルールづくり

ウ 子供理解に努める

エ 子供同士の間人間関係づくり

オ 担任としての姿勢

② できる、分かる、楽しい授業づくり

子供たちが学校で過ごす時間の多くは、「授業」である。その授業が、子供たちにとってよく分かり、知的好奇心をくすぐる楽しいものであれば、子供たちの学校生活は、生き生きと充実したものになる。毎時間の授業は、子供たち一人一人がもっている可能性や能力を引き出し伸ばしていくものである。授業を通して、子供たち一人一人の自尊感情を育てるとともに、集団づくりをしていくことが重要である。教育は、一見目に見えないように思われるが、自分がしている教育実践を目に見える形にすることは、子供たちに確実に力を付けることにつながっていく。子供の人格の完成を目指す教育を行う者として、折に触れ自分の取組を振り返り、常に学び続ける姿勢を持ち続けたいものである。

③ 学級活動や道徳の時間の充実

ア 学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に関する活動を充実させることが大切である。自治的な集団づくりのためには、子供たちが自主的・主体的に活動していく場をしっかりと保障することが重要である。学級活動を充実させることで、自分たちで考えたり判断したりする実践的な力が育つ。また、自己有用感や達成感を高めたりすることもできる。

学級内で起こったいじめを題材とした学級活動を行う場合は、いじめた子供を悪者にしたり、いじめられた子供やその保護者を傷つけたりしないように十分留意することが大切です。問題の状況や程度に十分配慮しながらも、学級集団や学年集団で解決できる力を計画的・組織的に育てておくことが大切です。

イ 子供たちが、自己を見つめ、道徳的価値を内面的に自覚し、道徳的実践力を身に付けていくために、「思いやり」「生命尊重」「規範意識」「公正公平」等の人権尊重の精神と関わりの深い項目を充実していくことが大切である。

発達段階に応じて適切な資料を選定し、子供の心に響く道徳の時間となるよう工夫することが大切である。道徳は、教え込んだり押し付けたりするのではなく、子供同士が意見を出し合うことで、より深い道徳的価値を自覚す

るような学習を展開することが大切である。

④ 保護者との連携

学校も家庭も、「子供が幸せになってほしい」という願いは同じである。学級担任と保護者がしっかりと連携し、協力して子供たちを育てることが、子供たちの健全な成長にとって大変重要であり、効果的である。

ア 連絡帳の利用

イ 学年・学級通信

ウ 学習参観や学習参加

エ 個別面談

オ 学級・学年懇談

(2) 学校の取組

① 安心して過ごせる環境づくり

学校環境は、人・物・活動（授業等）が互いに影響し合って構成される。そして、環境が子供の性格・行動に与える影響は大である。落ち着きのある美しい環境は子供の心を落ち着かせ、汚れた環境、破壊された環境は子供の心をすさんだものにする。

環境の構成要素「人」の中でも、特に、教師の言動は重要である。教師の人柄や世界観・人生観は、子供たちへ波及する。信頼されている教師の生活態度や言動は、子供にまねられる。日々学び成長する子供には、教師が生きたモデルだからである。全教職員がこの重要性をしっかりと認識して、教育活動を行うことが大切である。

② 職員研修

人権尊重の学校づくりのためには、教師の資質・指導力の向上は欠かせない。よって、意図的・計画的に職員研修を実施していく。

③ 学校の体制づくり

学校が、いじめの問題について迅速に対応し、真の解決に結び付く取組を行うことは、児童の人権を保障すると同時に、保護者や地域からの信頼を得る上でも、大変重要である。いじめ対策委員会（校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭）を中心に、以下のような学校体制を充実させていく。

ア 学級担任以外でも、児童や保護者の悩みや要望を受け止められるよう、学校の相談窓口を明確にし、ホームページや文書等で周知して、相談窓口が十分に機能するようにする。

イ 日常的に児童の様子を見守り、児童についての情報交換を行い、報告・連絡・相談・確認を通じてその情報を共有する。支援の必要な児童に対しては、チームを組んで支援を行い、継続的で適切な対応をしていく。

ウ 校内での連携以外にも、必要に応じて保護者や外部機関との連携を図り、スクールカウンセラーや学校サポーター等を組み込んだ教育相談体制を整備する。

【年間活動計画】

月	活動内容	月	活動内容
4月	いじめ対策委員会	10月	いじめ実態調査
5月		11月	
6月	いじめ実態調査	12月	いじめ対策委員会
7月	いじめ対策委員会・個人面談	1月	いじめ実態調査
8月		2月	
9月		3月	いじめ対策委員会

④ 専門機関との連携

子供たちの問題行動等の対応の中には、専門性・時間・機能等の面で学校の指導・援助の範囲を超える場合がある。次のような状況にある場合、学校は指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関との連携を図ることにより、子供たちの指導・援助をより効果的に進めることができる。特に、教育委員会への報告は、迅速かつ確実に行い、連携して適切な対応をしていく。

ア 心理的なケアが必要であると判断した場合

イ 児童や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合

ウ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、配慮を要する保護者に関する場合

エ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

(3) 地域に開かれた学校づくり

子供たちの健全な発達を保障するためには、学校・家庭・地域それぞれがその教育機能を十分に発揮しながら、互いに心を開き、協力し合うことが大切である。保護者や地域の人々に積極的に学校行事や授業に参加してもらったり、子供たちが地域に出掛けて学習したりして、バランスのある三位一体の教育が行われる学校づくりを行う。